

# ○香川県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

平成 15 年 12 月 3 日  
警察本部訓令第 17 号

改正 平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 18 年 1 月 12 日本部訓令第 1 号、平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号、平成 19 年 7 月 25 日本部訓令第 22 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 6 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 2 年 2 月 14 日本部訓令第 1 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 4 年 3 月 22 日本部訓令第 4 号

香川県警察職員の分限の取扱いに関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 申立て等の手続（第 2 条―第 4 条）
- 第 3 章 分限審査委員会（第 5 条―第 9 条）
- 第 4 章 審査の手続（第 10 条―第 15 条）
- 第 5 章 分限処分の手続（第 16 条・第 17 条）
- 第 6 章 復職の手続（第 18 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和 26 年香川県条例第 39 号。以下「条例」という。）及び職員の分限に関する手続及び効果等に関する規則（昭和 28 年香川県人事委員会規則第 3 号）に定めるもののほか、香川県警察職員（警視正以上の階級にある警察官、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。）の分限の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 申立て等の手続

（所属長による申立て等）

第 2 条 香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、所属の職員が法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は条例第 3 条第 1 号若しくは第 4 条の規定のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実を調査しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による調査の結果、分限処分（法第 28 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により職員をその意に反して、降任し、免職し、若しくは休職すること又は条例第 3 条若しくは第 4 条の規定により職員をその意に反して降給すること）をいう。以下同

じ。)を行う必要があると認めるときは、別記様式第1号の申立書に次に掲げる書類を添えて、香川県警察本部警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経由して香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に申し立てなければならない。

(1) 別記様式第2号の身上調査書

(2) 分限処分を行う必要があると認める職員(以下「被申立者」をいう。)の聴取書(被申立者から録取できないときは、その理由を記載した書面)又は始末書

(3) 前2号に掲げるもののほか、関係人の聴取書又は陳述書、被申立者の診断書その他の関係書類があるときは、その書類

3 所属長は、第1項の規定による調査に当たり、必要に応じて、警務課長にその調査の一部を依頼することができる。

(首席監察官等による通報)

第3条 香川県警察本部警務部首席監察官(以下「首席監察官」という。)は、職員が法第28条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号若しくは第2号又は条例第3条第1号若しくは第4条の規定のいずれかに該当すると認めるときは、警務課長に対し、その旨を通報するものとする。

2 香川県警察本部警務部厚生課長(以下「厚生課長」という。)は、職員(香川県警察本部厚生課の職員を除く。)が法第28条第1項第2号若しくは第2項第1号又は条例第3条第1号イの規定のいずれかに該当すると認めるときは、警務課長に対し、その旨を通報するものとする。

(警務課長による申立て等)

第4条 警務課長は、職員が法第28条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号若しくは第2号又は条例第3条第1号若しくは第4条の規定のいずれかに該当すると認めるとき、又は前条各項の規定による通報を受けたときは、直ちに事実を調査しなければならない。

2 警務課長は、前項の規定による調査の結果、分限処分を行う必要があると認めるときは、申立書に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて、警察本部長に申し立てなければならない。

### 第3章 分限審査委員会

(委員会の設置)

第5条 警察本部長の諮問に応じ、分限処分の要否、種類及び程度に関する審査を行うため、警察本部に分限審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、香川県警察本部警務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 警察本部の部長(香川県警察本部警務部長を除く。)

(2) 首席監察官

(3) 警務課長

(委員長等の職務)

第7条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、香川県警察本部警務部警務課において処理する。

(委員長への委任)

第9条の2 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第4章 審査の手續

(委員会への諮問)

第10条 警察本部長は、第2条第2項又は第4条第2項の規定による申立てを受けた場合において、委員会の審査に付する必要があると認めるときは、別記様式第3号の分限審査委員会諮問書に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて、委員会に対し諮問するものとする。

(勤務に関する指示等)

第11条 警察本部長は、必要があると認めるときは、被申立者の勤務に関して所要の指示をし、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年香川県条例第28号）第2条に規定する支給品又は同条例第5条に規定する貸与品の返納を命じることができる。

(委員会の審査)

第12条 委員会は、警察本部長から諮問を受けたときは、速やかに審査を行わなければならない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。この場合において、委員会が必要と認めて被申立者、所属長その他関係者に口頭審査への出席を求めたときには、口頭審査を併せて行うことができる。

3 委員会は、審査に必要な事項について、関係する所属長に調査を命じることができる。

4 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

5 委員長は、委員会の会議の開催に支障があるとき、又は委員会の会議を開催する必要がないと認めるときは、持ち回り審査に付することができる。この場合において、その決定の方法は、第8条第3項の規定を準用する。

(除斥)

第 13 条 委員長及び委員は、被申立者が親族であるとき、又は口頭審査において第 2 条第 2 項若しくは第 4 条第 2 項の規定による申立てに係る事由に関係する証人（以下「証人」という。）となったときは、当該審査に参加することができない。

2 警務課長は、第 4 条第 2 項の規定による申立てをしたときは、当該審査に参加することができない。

（回避）

第 14 条 委員長及び委員は、審査に参加することが適当でないと認めるときは、その理由を明示して当該審査を回避することができる。

（委員会の答申等）

第 15 条 委員会は、審査を終了したときは、その結果について別記様式第 4 号の答申書により警察本部長に答申するものとする。

2 前項の規定による答申を受けた警察本部長は、当該答申を踏まえ、分限処分の要否、種類及び程度を決定するものとする。

3 前項の場合において、警察本部長は、分限処分を行わない旨の決定をしたときは、速やかに、所属長を経由して、被申立者に当該決定を通知するものとする。

#### 第 5 章 分限処分の手続

（分限処分の手続）

第 16 条 警察本部長は、分限処分を行う旨の決定をしたときは、速やかに分限処分を行うものとする。

2 警察本部長は、分限処分を行うときは、人事記録に関する規則（昭和 27 年香川県人事委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項に規定する人事異動通知書（以下「人事異動通知書」という。）及び別記様式第 5 号の処分理由説明書を当該分限処分の対象となる職員の属する所属の長を経由して当該職員に交付するものとする。

3 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定による教示は、前項の処分理由説明書の余白に、別記様式第 6 号（当該職員が技能職員（職員の給与に関する条例（昭和 26 年香川県条例第 5 号）第 16 条の 3 に規定する職員をいう。）の場合は、別記様式第 7 号）の例による教示文を記載して行うものとする。

（分限処分簿）

第 17 条 警務課長は、分限処分が行われたときは、その都度別記様式第 8 号の分限処分簿に所要事項を記入し、整理保存しなければならない。

#### 第 6 章 復職の手続

（復職の手続）

第 18 条 所属長は、法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして休職している職員について、その処分の事由が消滅したと認めるときは、速やかに、別記様式第 9 号の復職申立書に当該職員の診断書その他必要と認める書類を添えて、警務課長を経由して警察本部長に申し立てなければならない。この場合において、警務課長は、その旨を厚生課長

に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた厚生課長は、当該通知に係る職員の心身の症状、健康状態及び就業上の措置に関する意見を記載した書面により、警務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。
- 3 第1項の規定による申立てを受けた警察本部長は、前項に規定する厚生課長の意見を考慮した上で、休職中の職員を復職させるか否かを決定し、その結果を警務課長を経由して所属長に通知するものとする。
- 4 警察本部長は、前項の規定により休職中の職員を復職させることを決定したときは、人事異動通知書を所属長を経由して当該職員に交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。  
(職員の健康管理に関する訓令の一部改正)
- 2 職員の健康管理に関する訓令(平成13年香川県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項第5号を次のように改める。

(5) 心身の故障により、長期療養中又は休職中の職員の症状の再審査及び健康管理指導区分の判定に関すること。

附 則(平成17年11月17日本部訓令第16号)

この訓令は、平成17年11月17日から施行する。

附 則(平成18年1月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成18年1月12日から施行する。

附 則(平成19年3月30日本部訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月25日本部訓令第22号)

この訓令は、平成19年7月25日から施行する。

附 則(平成28年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日本部訓令第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月13日本部訓令第4号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和2年2月14日本部訓令第1号)

この訓令は、令和2年2月14日から施行する。

附 則(令和3年3月30日本部訓令第4号)

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月22日本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（別記様式 省略）